

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成26年3月20日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>第24条（期限の利益の喪失）</u></p> <p><u>1.お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本サービスに係る債務について当然期限の利益を失い、当社の任意によりお客様の全ての建玉を決済できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 支払いの停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) お客様の当社に対する本サービスに係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</u></p> <p><u>(4) お客様の当社に対する本サービスに係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。</u></p> <p><u>(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。</u></p> <p><u>(6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>(7) お客様が死亡した場合、または制限行為能力者となった場合。</u></p> <p><u>2.お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する本サービスに係る債務の期限の利益を失い、直ち</u></p>	(新設)

新	旧
<p><u>に債務を弁済するものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様の当社に対する本サービスに係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。</u></p> <p><u>(2) お客様の当社に対する債務（但し、本サービスに係る債務を除きます。）について差し入れられている担保の目的物について差押、または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき。</u></p> <p><u>(3) お客様が当社との本規程またはその他一切の取引規程のいずれかに違反したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u></p> <p><u>3.お客様の当社に対する本サービスに係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合には、当社から通知、催告等がなくても保全差押金額または差押金額に満つるまで当社は任意にお客様の保護預り有価証券等を処分し、金銭に換価できるものとします。</u></p>	
<p>第34条（本サービスの利用の制限）</p> <p>1.次の各号に該当する場合、当社はお客様の本サービスの利用に対し、事前の通知なく、全部又は一部制限を行う場合があります。</p> <p><u>(6) お客様が当社の口座開設申込受付基準に反することが判明した場合または本規程及びその他規程又は取引ルール等にご同意いただけない場合。</u></p>	<p>第34条（本サービスの利用の制限）</p> <p>1.次の各号に該当する場合、当社はお客様の本サービスの利用に対し、事前の通知なく、全部又は一部制限を行う場合があります。</p> <p><u>(6) お客様が当社の口座開設申込受付基準に反することが判明した場合。</u></p>